

特定非営利活動法人かものはしプロジェクト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人かものはしプロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、だれもが、尊厳を大切にし、大切にされている世界を育むことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、特に人身売買、児童買春、虐待や搾取、貧困、差別などの問題を予防・解決するために次の事業を行う。

- (1) 問題当事者の支援及び支援モデルの構築事業
- (2) 社会を変え育むリーダー及び組織育成事業
- (3) 多様な組織と連携・協働に取り組むネットワーク・エコシステムづくり事業
- (4) 調査研究をし、社会・政府に対して提言を行う政策提言事業
- (5) より多くの市民に関心をもってもらい行動を促す啓発事業
- (6) 児童福祉法に基づく妊産婦等生活援助事業
- (7) 母子保健法に基づく産後ケア事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。なお、サポーター会員の入退会、入会金及び会費、会員資格、除名等については、別途定める。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) サポーター会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会又は理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、議決前に通知し、当該正会員から申し出があった場合には、弁明の機会を与えなければならない。

(入会金、会費の不返還)

第12条 既納の会費は、原則として返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人以上10人以内

(2) 監事1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人又は2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会の推挙する者の中から総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

なお、代表権は理事長のみが保有するものとする。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会に出席して理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会で後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後においても、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める役員の定数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 正会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 解散における残余財産の帰属先

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了の日から 3 月以内に総会を開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の重要な執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の重要な執行に関する事項

（理事会の開催）

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の過半数から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、原則として開催日の少なくとも 2 日前までに理事及び監事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮できる。

（理事会の議長）

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が他の理事を指名し、委任することができる。

（理事会の議決）

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に

出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由のため理事会の場に来られない理事は、同時性、双方向性が確保されたインターネット会議等のシステムによって理事会に出席し、表決することができる。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(持ち回り議決)

第 37 条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

2 次条の規定にかかわらず、持ち回り議決の場合には、理事総数、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長及びその他の理事 1 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又はインターネット会議システムによる出席者がある場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資産

(構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会計

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 43 条 この法人の会計は、次のとおりとする。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決をもって成立する。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることが出来る。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。ただし、事務局長が不在の場合は理事長が兼任する。

(事務局長の任免)

第 55 条 事務局長の任免は、理事会が行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 村田 早耶香

副理事長 本木 恵介

副理事長 青木 健太

監事 平野 雅幸

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成 17 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人・団体） 入会金 0 円 年会費 3,000 円

(2) 学生会員 入会金 0 円 年会費 3,000 円

(3) サポーター会員（個人・団体） 入会金 0 円 年会費 5,000 円

附則

この定款は、平成 26 年 11 月 11 日から施行する。

この定款は、平成 27 年 10 月 13 日から施行する。

この定款は、平成 28 年 6 月 25 日から施行する。

この定款は、平成 31 年 2 月 15 日から施行する。

この定款は、令和 2 年 10 月 23 日から施行する。

この定款は、令和 3 年 11 月 16 日から施行する。

この定款は、かものはし 20 年宣言書に基づき、目的、事業の種類を変更し、令和 5 年 2

月 22日から施行する。

この定款は、令和 5 年 11 月 28 日から施行する。

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

2025 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 かものはしプロジェクト

1 事業実施の方針

インド事業では、Tahteesh と Leadreship Next の25年度内の事業実施終了とその後の移行を見据え、現地団体の資金調達や持続可能性を高める取り組みへの資金提供を中心とした援助を行います。Tahteesh 予防事業では、引き続き人身売買の脆弱性が高いコミュニティを支援します。妊産婦支援事業では、孤立しがちな妊産婦のための居場所の安定的な運営を行いつつ、妊産婦支援のための全国ネットワークの立ち上げを実施し、困難な状況にある妊産婦への支援強化を目指します。アフターケア事業では、アフターケア事業の全国ネットワークの基盤整備とネットワーキングを行いつつ、今後の事業のロードマップづくりに取り組んでいきます。新規事業では、子どもの尊厳に関連する分野で活動する日本国内・海外の組織やリーダーをサポートする事業の立ち上げを開始します。広報啓発事業では、啓発活動をさらに強化し、組織全体のインパクト最大化を目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【503,110】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
問題当事者の支援及び支援モデルの構築事業	【インド】Tahteesh 複数のパートナー団体と共に被害にあった女性たちが権利・正義を取り戻せるよう、インドの中央政府や各州政府、各地区に働きかけ、捜査・裁判や被害者を支援する仕組みを変えていくことを目指し取り組む。事業終了へ向け、現地連携団体の持続可能性を高めるための戦略づくりや資金調達の取り組みに対して資金援助等を行う。	2025年8月まで	マハラシ ュトラ 州、西ベ ンガル 州、アン ドラプラ デシュ州	3名	人身売買 サバイバ ー	257名	20,820
	【インド】Tahteesh 予防 事業 人身売買の被害者が多い イスラム教徒の女性・こ どもたちと、ジェンダー が多様な子どもたち・若 者を対象に、親と子ども たちの感情的つながりを 再生するような取り組み などを行う	通年	西ベンガ ル州	3名	人身売買 の被害に あう脆弱 性の高い コミュニ ティ	11,902 名	47,502
	【日本】孤立しがちな困 難を抱えた妊産婦の支援 事業 孤立しがちな困難を抱え た妊産婦のための居場所 を運営する	通年	千葉県松 戸市	12名	妊産婦と その子ど もたち	30名	56,602

社会を変え育むリーダー及び組織育成事業	【インド】Leadership Next 人身売買の被害を生き抜いてきたサバイバーたちが、社会を変えるリーダーへと成長することを支援する事業。また、インド全土の反人身売買リーダー連盟を通じて、サバイバーリーダーシップを支援する。 事業終了へ向けて、現地連携団体の持続可能性を高めるための戦略づくりや資金調達の取り組みに対して資金援助等を行う。	2025年12月まで	インド全域	3名	人身売買サバイバー及び構造的暴力被害サバイバー	4,011名	80,259
	【日本】 国内外で子どもの尊厳の実現に向けて活動しているリーダー・組織の実態の調査及びそのリーダーや組織の成長を支援するための伴走支援を実施	通年	日本全国、海外	5名	子どもの尊厳のために活動する組織リーダー	20名	43,112
多様な組織と連携・協働に取り組むネットワーク・エコシステムづくり事業	【日本】孤立しがちな困難を抱えた妊産婦の支援事業 多くの困難を抱える妊産婦を支援につなげるため、妊産婦支援の全国ネットワークを立ち上げ、情報共有や勉強会を実施する	通年	日本全国 千葉県松戸市、その他適所	3名	妊産婦、及びその支援者	200名	24,057
	【日本】児童養護施設などを出た若者の巣立ちの応援事業 親や家族を頼ることができない人たちをサポートするアフターケア事業所等における取り組みを支援する	通年	日本全国	5名	社会的養護を出た子ども・若者、及びその支援者	1,000名	27,980
調査研究をし、社会・政府に対して提言を行う政策提言事業	【日本】孤立しがちな困難を抱えた妊産婦の支援事業 多くの困難を抱える妊産婦を支援につなげるため、妊産婦支援の全国ネットワークを立ち上げ、関連省庁への政策提言を行う。	通年	日本全国 千葉県松戸市、その他適所	3名	妊産婦、及びその支援者	不特定多数	2,673

	【日本】児童養護施設などを出た若者の巣立ちの応援事業 親や家族を頼ることができない人たちをサポートするアフターケア事業所等における取り組みから、必要な関連省庁への政策提言を行う。	通年	日本全国	5名	社会的養護を出た子ども・若者、及びその支援者	不特定多数	3,108
より多くの市民に関心をもってもらい行動を促す啓発事業	【日本】啓発活動 活動報告会やイベント、Web上での情報発信、メールマガジン発行、年次報告書発行、講演会などを通じた普及啓発活動を行う	通年	日本全国、全世界各地（オンライン上含む）	9名	当団体のミッションに共感し、関心のある人たち	24,000名	196,997
児童福祉法に基づく妊産婦等生活援助事業	当該年度の計画なし						
母子保健法に基づく産後ケア事業	当該年度の計画なし						

2026 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 かものはしプロジェクト

1 事業実施の方針

インド事業では、Taftteesh 予防事業を実施し、人身売買の脆弱性が高いコミュニティに対する支援を実施します。妊産婦支援事業では、孤立しがちな妊産婦のための居場所の安定的な運営を継続しつつ、妊産婦支援の全国ネットワークを通じて、妊産婦支援の拡充を目指します。アフターケア事業では、アフターケア事業の全国ネットワークを拡充しつつ、政策提言や各自治体との連携の推進を通して、社会的養護経験者等の困難を抱える若者のつながりづくりや支援を強化します。新規事業では、前年度に立ち上げを開始した、子どもの尊厳に関連する分野で活動する日本国内・海外の組織やリーダーをサポートする事業について、事業の試行運用を行い、本格展開に向けた体制整備を行います。広報啓発事業では、啓発活動を引き続き強化し、組織全体のインパクト最大化を目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【429,145】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
問題当事者の支援及び支援モデルの構築事業	【インド】Taftteesh 予防事業 人身売買の被害者が多いイスラム教徒の女性・子どもたちと、ジェンダーが多様な子どもたち・若者を対象に、親と子どもたちの感情的つながりを再生するような取り組みなどを行う	2026 年 9 月	西ベンガル州	1 名	人身売買の被害にあう脆弱性の高いコミュニティ	11,902 名	20,682
	【日本】孤立しがちな妊産婦の支援事業 孤立しがちな妊産婦のための居場所を運営する	通年	千葉県松戸市	15 名	妊産婦とその子どもたち	30 名	60,525
社会を変え育むリーダー及び組織育成事業	【日本】国内外で子どもの尊厳の実現に向けて活動しているリーダー・組織の実態の調査及びそのリーダー・組織の成長を支援するための伴走支援を実施	通年	日本全国、海外	5 名	子どもの尊厳のために活動する組織リーダー	30 名	61,869
多様な組織と連携・協働に取り組むネットワーク・エコシステムづくり事業	【日本】孤立しがちな妊産婦の支援事業 妊産婦支援の全国ネットワークを更に拡大し、行政や関係機関との関係性構築を行い、全国の妊産婦支援事業所数やその利用者数を増加させ、より多くの妊産婦を支援につなげる	通年	日本全国	3 名	妊産婦、及びその支援者	300 名	32,940

	【日本】児童養護施設などを出た若者の巣立ちの応援事業 親や家族を頼ることができない人たちをサポートするアフターケア事業所等における取り組みを支援する	通年	日本全国	6名	社会的養護を出た子ども・若者、及びその支援者	1,000名	33,760
調査研究をし、社会・政府に対して提言を行う政策提言事業	【日本】孤立しがちな困難を抱えた妊産婦の支援事業 多くの困難を抱える妊産婦を支援につなげるため、妊産婦支援の全国ネットワークを立ち上げ、関連省庁への政策提言を行う。	通年	日本全国 千葉県松戸市、その他適所	3名	妊産婦、及びその支援者	不特定多数	3,659
	【日本】児童養護施設などを出た若者の巣立ちの応援事業 親や家族を頼ることができない人たちをサポートするアフターケア事業所等における取り組みから、必要な関連省庁への政策提言を行う。	通年	日本全国	5名	社会的養護を出た子ども・若者、及びその支援者	不特定多数	3,751
より多くの市民に関心をもってもらい行動を促す啓発事業	【日本】啓発活動 活動報告会やイベント、Web上での情報発信、メールマガジン発行、年次報告書発行、講演会などを通した普及啓発活動を行う	通年	日本全国、全世界各地（オンライン上含む）	9名	当団体のミッションに共感し、関心のある人たち	24,600名	211,209
児童福祉法に基づく妊産婦等生活援助事業	【日本】孤立しがちな妊産婦の支援事業（行政受託） 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。	通年	千葉県松戸市	15名	妊産婦とその子どもたち	30名	500
母子保健法に基づく産後ケア事業	【日本】孤立しがちな妊産婦の支援事業（行政受託） 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う	通年	千葉県松戸市	15名	妊産婦とその子どもたち	30名	250

令和 7 年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人かものはしプロジェクト
(単位：円)

科目		金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			385,718,048
受取会費		385,718,048	
2 受取寄附金			79,917,071
受取寄附金		79,917,071	
3 受取助成金等			46,290,823
受取民間助成金		46,290,823	
4 事業収益			4,600,000
普及啓発事業収益		4,600,000	
5 その他の収益			1,320,000
雑収入		1,320,000	
経 常 収 益 計			517,845,942
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			
(1) 人件費			150,384,120
給料手当		132,531,478	
法定福利費		17,592,942	
福利厚生費		259,700	
(2) その他経費			352,726,868
リース料		79,200	
印刷製本費		1,885,698	
会議費		1,693,000	
業務委託費		194,218,573	
研修費		9,988,000	
減価償却費		3,432,372	
交際費		77,000	
広告宣伝費		96,109,670	
雑費		430,120	
支払手数料		19,517,383	
支払助成金		9,400,000	
謝金		360,000	
諸会費		38,000	
消耗品費		1,415,000	
新聞図書費		294,000	
水道光熱費		270,000	
租税公課		12,000	
地代家賃		2,811,600	
通信運搬費		2,228,852	
保険料		448,000	
旅費交通費		8,018,400	

事業費計		503,110,988
2	管理費	
	(1) 人件費	65,069,221
	給料手当	55,873,166
	法定福利費	8,362,975
	福利厚生費	833,080
	(2) その他経費	41,343,588
	リース料	335,280
	印刷製本費	909,035
	会議費	1,245,000
	海外旅費交通費	3,890,000
	業務委託費	4,994,250
	研修費	2,776,800
	広告宣伝費	1,047,200
	雑費	1,044,000
	支払手数料	5,088,956
	支払報酬	7,361,500
	支払利息	48,000
	諸会費	529,600
	消耗品費	230,000
	水道光熱費	300,000
	租税公課	31,650
	地代家賃	3,944,820
	通信運搬費	3,543,997
	保険料	280,500
	旅費交通費	3,743,000
管理費計		106,412,809
経常費用計		609,523,797
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		-91,677,855
【C】経常外収益		
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③		-91,677,855
	法人税、住民税及び事業税・・・④	70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤	335,389,371
次期繰越正味財産額③－④＋⑤		243,641,516

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人かものはしプロジェクト
(単位：円)

科目		金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			386,712,241
受取会費		386,712,241	
2 受取寄附金			112,367,071
受取寄附金		112,367,071	
3 受取助成金等			33,026,392
受取民間助成金		33,026,392	
4 事業収益			18,600,000
普及啓発事業収益		18,600,000	
5 その他の収益			1,320,000
雑収入		1,320,000	
経常収益計			552,025,704
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			179,146,357
給料手当		157,877,273	
法定福利費		21,009,384	
福利厚生費		259,700	
(2) その他経費			249,999,485
リース料		79,200	
印刷製本費		1,786,298	
会議費		1,887,500	
業務委託費		72,049,613	
研修費		10,439,000	
減価償却費		3,432,372	
交際費		77,000	
広告宣伝費		112,857,160	
雑費		430,120	
支払手数料		19,281,380	
支払助成金		9,800,000	
謝金		460,000	
諸会費		38,000	
消耗品費		1,415,300	
新聞図書費		355,800	
水道光熱費		270,000	
租税公課		12,000	
地代家賃		2,811,600	
通信運搬費		2,265,642	
保険料		448,000	
旅費交通費		9,803,500	

事業費計		429,145,842
2	管理費	
	(1) 人件費	72,979,656
	給料手当	62,751,805
	法定福利費	9,394,771
	福利厚生費	833,080
	(2) その他経費	40,579,754
	リース料	335,280
	印刷製本費	910,250
	会議費	1,245,000
	海外旅費交通費	3,890,000
	業務委託費	4,994,250
	研修費	1,951,800
	広告宣伝費	1,047,200
	雑費	1,044,000
	支払手数料	5,088,956
	支払報酬	7,361,500
	支払利息	48,000
	諸会費	529,600
	消耗品費	230,000
	水道光熱費	300,000
	租税公課	88,998
	地代家賃	3,944,820
	通信運搬費	3,546,600
	保険料	280,500
	旅費交通費	3,743,000
管理費計		113,559,410
経常費用計		542,705,252
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		9,320,452
【C】経常外収益		
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③		9,320,452
	法人税、住民税及び事業税・・・④	70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤	243,641,516
次期繰越正味財産額③－④＋⑤		252,891,968